

SAIL HIROSHIMA 2022

艇の違反に対する 裁量ペナルティーガイドライン

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点(ペナルティーなし)から DSQ(失格)までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会は RRS2(公正な帆走)に基づくペナルティー(DNE)を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
5. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。
 - バンド 1: 0 - 10% (中点 5%)
 - バンド 2: 10 - 30% (中点 20%)
 - バンド 3: 30 - 70% (中点 50%)
 - バンド 4: DSQ
6. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であったか。
 - (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか。
 - (c) 競技者は、違反を自らプロテスト委員会に報告したか。
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反の一因となったか。
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
 - (a) 違反は繰り返されたか。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
 - (c) 競技者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。

9. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
 - (a) 得点は、DSQ の得点より悪くはない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される(ただし、RRS64.4(c)に基づく場合を除き、有効な抗議がなされたレースに限る)。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、RRS64.2 に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます。((a)and ((b),(c)or(d)))
 - (a) 「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点を xx%と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン 7(x)に基づき、ペナルティーを軽減した。」
 - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン 8(x)に基づき、ペナルティーを加重した。」
 - (d) 「ペナルティーを軽減または加重すべき事情はなかった。」

表 1 規則違反と対応するバンド

NoR13 SI17	海上でのライフジャケットの着用		
	NoR13.1	不適切な着用または装備 非搭載	3 4
	エントリーナンバーの貼付		
	NoR13.2 SI17.2	貼り付けたが、剥がれた 指示通りに貼り付けなかった	1 2-3
	バウラインの搭載		
NoR13.3	非搭載、または、不適切な装備	3	
NoR18	新型コロナウイルス対策		
	NoR18.2 NoR18.3 NoR18.4 NoR18.5	指示に従わなかった	2-4
	行動規範		
	SI4	レース委員会からの合理的な要求に応じなかった	2-4
	D 旗掲揚前の離岸		
SI5.2	離岸した(艇を水面に浮かべることを含む) 捜索が発動した、または、発動する可能性があった	1 3	
SI11	スタート・エリアの回避		
	SI11.2	進入したが、レース中の艇や運営船に影響を与えていない 運営船を妨害した レース中の艇を妨害した(RRS23.1に違反した) レース中の艇または運営船に、損傷または傷害を引き起こした 違反した後に指導に従わなかった	1 2-4 4 4 4
	クラス規則の違反		
	SI15.5	セール番号、国を示す文字 セールストッパが無い、または適切ではない位置にある バンドを越えてセールを展開 供給された製品や規制された装備の改造 許されていないハルの表面処理 非公認の装備の使用 安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備 禁止された電子機器の使用 計測証明書のない装備の使用 補正おもりがない、または、正しくない位置にある 規定された許容範囲を超える装備(損傷または通常の損耗を除く。 RRS64.4(a)参照) ○艇速・性能に影響する可能性がない ○艇速・性能に影響する可能性があるが、明らかではない ○艇速・性能に明らかな影響がある	1 2 3 3 4 3 3 4 4 4 1 2 4

SI17	出艇申告およびリタイア申告		
	SI17.1.1	申告の不達・遅れ 捜索が発動した、または、発動する可能性があった	1 3
	帰着申告		
	SI17.1.2	投票の不達・遅れ 捜索が発動した、または、発動する可能性があった	1 3
	海上でのリタイア		
	SI17.1.3	もっともな理由なく、レース・エリアを離れる前にレース委員会船またはプロテスト委員会船に伝えなかった 申告の不達、遅れ 捜索が発動した、または、発動する可能性があった	2 1 3
	再出艇申告		
SI17.1.4	もっともな理由なく、海上でレース委員会船に伝えなかった 申告の不達・遅れ 捜索が発動した、または、発動する可能性があった	2 1 3	
RRS47	ごみの処分		
	RRS47	十分注意を払っていたにもかかわらず、水中に落ちた 注意不足(水中に落ちやすいところにごみを置いていたなど) 故意にごみを水中に投棄した	1 2 4

表 2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

競技者(自艇の乗員も含む)や競技役員、関係者に危険を及ぼす可能性があったか？		
なかった		1
可能性があったが、確かではない		2-3
あった		4
艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？		
有利を得る可能性もなかった		1
有利を得る可能性があったが、得なかった、または得たか否か明らかではない		2-3
明らかに有利を得た		4
セーリング・スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？		
ない		1
懸念されるが、確かではない		2-3
ある。(プロテスト委員会は RRS69 に基づく審問召集を検討する)		4
損傷または傷害を引き起こす可能性があったか？		
なかった		1
可能性があったが、確かではない		2-3
あった		4

支援者の違反に対する 裁量ペナルティガイドライン

1. プロテスト委員会が、支援者の規則違反を審問で判定した場合、RRS64.5 はその支援者と、特定の場合には艇に対し、ペナルティを課すことができることを規定しています。裁量ペナルティは、予め決められた標準ペナルティを単純に与えるものではありません。ペナルティは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティを増減するというものです。不正行為に関しては、RRS69 に基づきペナルティが決定されます。
2. 支援者に対する裁量ペナルティ
 - 2.1 ペナルティは次の 5 つのレベルに分けられます。
 - レベル 1: 警告
 - レベル 2: その支援者を 1 レース以上、出艇させない
 - レベル 3: その支援者を 1 日以上、出艇させない
 - レベル 4: その支援者を 1 日以上、大会会場に入れない
 - レベル 5: その支援者を残りの大会期間中、大会会場に入れない、および／または、RRS69 に基づき不正行為でその支援者を告発するなど、規則に定めるとおり、プロテスト委員会の権限内で他の処置を講じる

2.2 裁量ペナルティの基本ペナルティ

NoR14	支援艇の届出		
	NoR14	主催団体に届け出ていなかった	3-5
NoR18	新型コロナウイルス対策		
	NoR18.2	指示に従わなかった	1-5
	NoR18.3		
	NoR18.4		
	NoR18.5		
SI4	行動規範		
	SI4	レース委員会からの合理的な要求に応じなかった	1-5
SI20	リボンの掲揚		
	SI20.1	リボンを掲揚していなかった	1-3
	レース・エリアおよびスタート・エリアの回避		
	SI20.2	制限エリアを回避しなかった	3
		レース中の艇に影響を与えた	3-5
	出艇申告フォームの提出		
SI20.3	提出の不備・遅れ	1	
	検索が発動した、または、発動する可能性があった	3	

帰着申告フォームの提出		
SI20.4	提出の不備・遅れ	1
	捜索が発動した、または、発動する可能性があった	3

3. 艇に対する裁量ペナルティー

3.1 プロテスト委員会は、RRS60.3(d)またはRRS69に基づき、支援者の規則違反を理由に、艇のある1つのレースにおける得点に、失格またはそれ以下の変更を加えることによって、審問の当事者である艇にもペナルティーを課すことができます。プロテスト委員会は、本ガイドラインに基づきペナルティーを決定します。

3.2 ペナルティーは次の4つのバンドに分けられ、中点は通常の基本ペナルティーです。

バンド 1: 0 - 10% (中点 5%)

バンド 2: 10 - 30% (中点 20%)

バンド 3: 30 - 70% (中点 50%)

バンド 4: DSQ

3.3 以下の表を使用して適用されるバンドを決定します。プロテスト委員会は、ペナルティーを加重または軽減すべきかを決定するために他の質問を用いることができます。基本ペナルティーがバンドの中点にあると考えてください。

その艇は競技上の有利を得たか？	
有利を得た可能性はない	1
有利を得た可能性はある	2-3
明らかに有利を得た	4
プロテスト委員会が前の審問の後、艇にペナルティーを課すこともあると艇に対して書面で警告した後、支援者がさらなる違反を犯した。	
その違反行為により損傷または傷害を引き起こす可能性があったか？	
なかった	1
可能性があったが、確かではない	2-3
あった	4
その違反行為により安全性が損なわれる可能性があったか？	
なかった	1
可能性があったが、確かではない	2-3
あった	4
その違反行為がセーリング・スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？	
ない	1
懸念されるが、確かではない	2-3
ある	4

ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。

- (a) 得点は、DSQ の得点より悪くはない。
- (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第 1 位を四捨五入する。
- (c) 違反が競技上の有利さに影響を与えた場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
- (d) 違反が競技上の有利さに影響を与えていない場合、RRS64.2 に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

3.4 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。

- (a) 違反は偶発的または不可避であったか。
- (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか。
- (c) 支援チーム以外の誰かが、その違反行為を犯したか。
- (d) 支援者は違反を認め、調査に貢献したか。

3.5 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。

- (a) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
- (b) 違反を隠そうとしたか。
- (c) 誰かに迷惑をかけたか。
- (d) 支援者はさらなる違反を犯したか。

2022 年 5 月 20 日
プロテスト委員長
藤井 裕文